投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2025年11月12日



たわらノーロード 米国物価連動国債 (為替ヘッジなし)<ラップ専用>

追加型投信/海外/債券(インデックス型)

商品分類			属性区分						
単位型• 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為 替 ヘッジ ^{*2}	対象インデックス
追加型	海外	債券	インデックス型	その他資産 (投資信託証券*1)	年1回	北米	ファミリーファンド	なし	その他 (ブルームバーグ米国TIPS インデックス TTM (円換算ベース、為替ヘッジなし))

- ※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券 公債」です。
- ※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
- ◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/) でご覧いただけます。

この目論見書により行う「たわらノーロード 米国物価連動国債(為替ヘッジなし) <ラップ専用>」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年10月27日に関東財務局長に提出しており、2025年11月12日にその効力が生じております。

- ■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論 見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホーム ページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は 請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社 にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。 なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨 をご自身で記録しておくようにしてください。

- ■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理 されています。
- ■ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号設立年月日:1985年7月1日

資本金:20億円(2025年7月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:20兆5,616億円 (2025年7月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

【ホームページアドレス】

https://www.am-one.co.jp/

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社



ファンドの目的

ブルームバーグ米国TIPSインデックス TTM(円換算ベース、為替ヘッジなし)(以下「対象インデックス」といいます。)に連動する投資成果を図ることを目的として、運用を行います。

ファンドの特色

- ブルームバーグ米国TIPSインデックス TTM(円換算ベース、為替ヘッジ なし)に連動する投資成果を図ることを目的として、運用を行います。
 - ●主として、米国物価連動国債パッシブ・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) への投資を通じて、米国物価連動国債に実質的に投資します。
 - ※マザーファンドにおいて、対象インデックスへの連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。
 - ●マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。
 - ●実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

ブルームバーグ米国TIPSインデックス TTM(円換算ベース、為替ヘッジなし)について

ブルームバーグ米国TIPSインデックス TTM(円換算ベース、為替ヘッジなし)は、米国物価連動国債で構成される指数で、米連邦準備制度理事会が保有する米国物価連動国債は、指数組入れの対象外であり、指数を構成する各債券の額面残高からは除外されます。ブルームバーグ社が円換算し算出しているものです。

1 年1回決算を行います。

- ●毎年5月8日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、基準価額水準、市況動向等を勘案 して分配金額を決定します。
- ●将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ●分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお 約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。



物価連動国債とは

物価と連動して元本と利金が増減する国債です。

物価連動国債は、物価に連動して元本が増減します。また、利金額は増減後の元本額に、発行時に決まる所定の利率を乗じて計算されます。したがって、発行後に物価が上昇すれば、その上昇率に応じて、元本額と受け取る利金額が増加します。一方で物価が下落した場合は、その下落率に応じて、元本額と受け取る利金額は減少します。

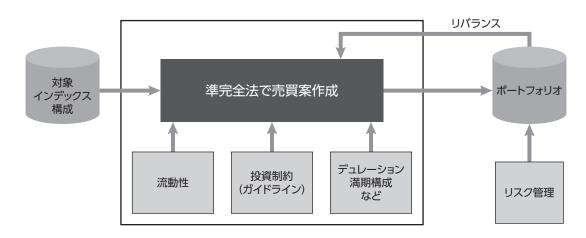
	利金額	元本額
通常国債	固定	額面金額で変わらず
物価連動国債	物価に応じて増減	物価に応じて増減

(注)償還時に元本が当初の発行額より下落した場合、当初発行額で償還されます。

*当ファンドの投資者の投資元本が保証されるわけではありません。

運用プロセス

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として対象インデックスを構成する銘柄を、その時価構成比で組入れること(準完全法)をめざします。ただし、インデックスへの連動性を高めるため、信託財産の規模や運用の効率性等の観点から、インデックス構成銘柄への投資に加え、有価証券先物取引等も併せて活用する場合があります。インデックスに対する連動性を随時確認し、必要に応じてポートフォリオのリバランスを実施します。



準完全法とは

一銘柄当たりのウェイトはベンチマークに概ね合わせつつ、最低売買単位や取引コストなどを考慮しながら、ベンチマークに対するデュレーション、キャッシュ比率、満期構成などの特性値が一致するように売買案を作成します。これにより、無駄な取引コストを抑えつつ、効率的なポートフォリオ構築を実現します。

売買案をポートフォリオに反映したと仮定した状態でトラッキングエラーを計測した後、売買執行を行います。

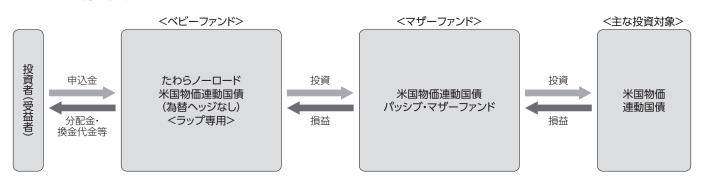
- ※上記はマザーファンドの運用プロセスです。
- ※運用プロセスは、有価証券届出書提出日(2025年10月27日)時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。



■ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



■主な投資制限

- •マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- •株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%未満とします。
- •外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- •マザーファンド以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- •外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

■分配方針

年1回の決算時(毎年5月8日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および 売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金 額を決定します。

- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。



■マザーファンドの概要

ファンド名	米国物価連動国債パッシブ・マザーファンド
主要投資対象	米国物価連動国債
投資態度	①主として米国物価連動国債に投資を行い、ブルームバーグ米国TIPSインデックス TTM(円換算ベース、為替ヘッジなし)(以下「対象インデックス」といいます。)に連動する投資成果をめざします。 ②対象インデックスへの連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。 ③債券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ④組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

[※]マザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書または約款に記載しております。

指数の著作権等

「Bloomberg®」およびブルームバーグ米国TIPSインデックス TTMは、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者である Bloomberg Index Services Limited (以下「BISL」)をはじめとする関連会社 (以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、アセットマネジメントOne株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはアセットマネジメント One株式会社とは提携しておらず、また、当ファンドを承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、当ファンドに 関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

物価変動リスク

物価の下落は、基準価額の下落要因となります。

物価連動国債は、実際の物価変動により、元本額と利金額が変動します。また、予想物価上昇率の変化にともない、物価連動国債の価格も変動します。公社債市場において、将来の物価上昇率が以前の予想よりも低くなるという見方が広がると、金利水準が一定の場合、物価連動国債の価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

為替変動 リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には、実質保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。

金利変動 リスク

金利の上昇(公社債の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

公社債(物価連動国債を含みます。)の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

当ファンドが実質的に投資する物価連動国債も、予想物価上昇率に変化がない場合、金利が上昇すると価格は下落します。その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

金利の上昇は、一般に物価上昇によりもたらされることが多いのですが、この場合には、金利変動リスクのマイナスの影響が、上記の物価変動リスクのプラスの影響により相殺され、価格の下落幅が小さくなったり、あるいは価格が下落しないことがあります。

信 用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが実質的に投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、債券の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の 下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。
- ●当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ●有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ●収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - •受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻 しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本 のことで、受益者毎に異なります。
 - •分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- ●当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてブルームバーグ米国TIPSインデックス TTM(円換算ベース、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス採用全銘柄を組入れない場合があること、資金流出入から組入銘柄の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

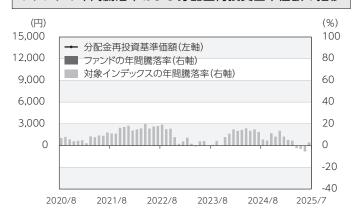
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



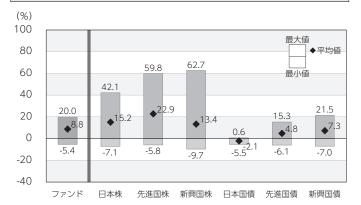
投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



2020年8月~2025年7月

- *有価証券届出書提出日現在、分配金再投資基準価額およびファンドの年間騰落率はありません。
- *ファンドの実績がないため、ファンドの年間騰落率に代えて連動する投資成果を目指す対象インデックスの年間騰落率を表示しております。
- *対象インデックス算出の月末時点はファンドの騰落率算出の月末時点とは異なる場合があります。
- *ファンドの対象インデックスはブルームバーグ米国TIPSインデックス TTM(円換算ベース、為替ヘッジなし)です。
- *上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績がないため、ファンドの年間騰落率に代えて対象インデックスの年間騰落率を用いて算出・表示しています。
- *対象インデックス算出の月末時点はファンドの騰落率算出の月末時点とは異なる場合があります。
- *すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日 本 株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	[FTSE世界国債インデックス(除く日本)]は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



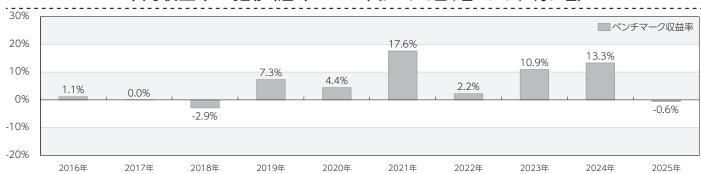
有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移	分配の推移(税引前)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース) (データの基準日:2025年7月31日)



- ※設定日以前のベンチマークの収益率を表示しています。
- ※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
- ※当ファンドのベンチマークは「ブルームバーグ米国TIPSインデックス TTM(円換算ベース、為替ヘッジなし)」です。
- ○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ○ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ○委託会社のホームページ等で運用状況を開示することを予定しています。



手続·手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1□=1円)
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025年11月12日から2027年2月8日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金 申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 •ニューヨーク証券取引所の休業日 •ニューヨークの銀行の休業日
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを 得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信 託 期 間	無期限(2025年11月12日設定)
繰 上 償 還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了 (繰上償還)することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ・対象インデックスが改廃された場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	毎年5月8日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。 ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売 会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用 対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱 いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
その他	当ファンドは、ラップ口座にかかる契約に基づいて、ラップ口座の資金を運用するためのファンドです。したがって、当ファンドのお申込みは、販売会社にラップ口座を開設した投資者等に限ります。



手続·手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用				
投資者が直接的に負担する	費用			
購入時手数料	ありません。			
信託財産留保額	ありません。			
投資者が信託財産で間接的に	に負担する費用			
運用管理費用(信託報酬)	信託報酬=運用期間中の基 支払先 内訳(税抜) 委託会社 年率0.20% 販売会社 年率0.01% 受託会社 年率0.02% ②投資対象とするマザーファドの品貸料のうちファンド(*2025年11月12日現在に 品貸料はファンドの収益に 費用(信託報酬)として受 ※運用管理費用(信託報酬)に 6ヵ月終了日(休業日の場合 支払われます。	額に対して 年率0.253%(税抜0.23%) の率を乗じて得た額基準価額×信託報酬率 主な役務 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価 アンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンに属するとみなした額に55%(税抜50%)未満の率*を乗じて得た額は、品貸料の49.5%(税抜45%)以内になります。として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が運用管理け取ります。 として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が運用管理け取ります。 は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから		
そ の 他 の 費 用・手 数 料	きます。 ・組入有価証券等の売買の ・信託事務の処理に要する ・外国での資産の保管等に ・監査法人等に支払うファン	要する費用		

ファンドから支払われます。

※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前 に料率・上限額等を示すことができません。

[※]上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



手続・手数料等

■税金

- ●税金は表に記載の時期に適用されます。
- ●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※上記は2025年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税 務専門家等にご確認されることをお勧めします。

··· (参考情報)ファンドの総経費率 ·	
	ファンドは運用を開始していないため、開示できる情報はありません。(有価証券届出書提出日現在)	